

生活文化常任委員会資料
2025年（令和7年）12月11日
市民生活局市民生活室市民課

議案第77号関連資料 明石市印鑑条例の一部改正について

1 改正の目的

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の改正に伴い、同法を引用している明石市印鑑条例の規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

コンビニエンスストア等に設置されている行政キオスク端末で印鑑登録証明書の交付申請に必要となる移動端末設備（スマートフォン等）について、電気通信事業法を引用して規定しており、同法の号移動に伴う整備を行います。

現行 電気通信事業法第12条の2第4項第2号口

改正 電気通信事業法第12条の2第4項第3号口

3 施行期日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日